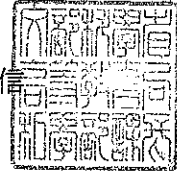


23高私助第10号
平成23年6月3日

文部科学大臣所轄学校法人理事長
各都道府県私立学校主管部課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長

森田 正信



(印影印刷)

東日本大震災により被害を受けた私立学校施設の
復旧に係る事業計画書の提出について（依頼）

文部科学省では、東日本大震災により被害を受けた私立学校の建物、工作物、土地及び設備（以下「施設」という。）について、学校法人等の行う復旧（以下「災害復旧事業」という。）に要する費用の一部を別添「東日本大震災に係る私立学校施設災害復旧事業に対する補助について」のとおり補助することとしております。

つきましては、文部科学大臣所轄学校法人におかれては、本補助を希望する場合には、貴法人の大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校に係る災害復旧事業について、下記により復旧事業計画書を御提出ください。

また、各都道府県私立学校主管部課におかれては、この旨を所轄の学校（専修学校及び各種学校を除く。以下同じ。）に周知いただくとともに、本補助を希望する学校がある場合には、当該学校に係る災害復旧事業について学校ごとに復旧事業計画書を作成させ、下記によりとりまとめて御提出ください。

なお、今後、提出された復旧事業計画書に基づき、原則として地方財務局の立会の上、文部科学省の現地調査又は机上調査を行うこととしておりますが、各都道府県私立学校主管部課におかれては、所轄の学校に係る現地調査に当たり、担当職員の派遣及び財務局との連絡調整等について御協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 復旧事業計画書の作成

別添「私立学校施設復旧事業計画書作成要領」に従って作成又はとりまとめ願います。

2. 提出期限及び今後の流れ

別途通知するまで、当面提出期限を定めず随時受付を行い、とりまとめが完了したものを順次、現地調査又は机上調査を経て採択事業を内定する予定です。

今後の流れについては、別添参考を参照ください。

【本件の問い合わせ先】

文部科学省高等教育局

私学部私学助成課助成第一係

TEL 03-5253-4111(内線 2545)

東日本大震災に係る私立学校施設災害復旧事業に対する補助について

1. 適用する法令等

(1) この補助は次に掲げる法令等に基づき行う。

- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年 9 月 6 日法律第 150 号）（以下、「激甚法」という。）
- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和 37 年 10 月 10 日政令第 403 号）（以下、「激甚令」という。）
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下、「適正化法」という。）
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）（以下、「適正化令」という。）
- ・ 文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（昭和 45 年 11 月 12 日文管振第 172 号）（別添参照。以下、「調査要領」という。）
- ・ 文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項（昭和 45 年 11 月 12 日 45 管振第 18 号）（別添参照。以下、「申合せ」という。）

(2) 事務手続きの簡素化等のため、次に掲げる取扱い等について関係機関と協議中であり、詳細は協議が整い次第、別途連絡する予定である。

- ・ 東日本大震災に係る机上にて調査を行うことができる基準額の設定
- ・ 調査額の決定にあたり本省協議を要する場合の東日本大震災に係る基準額の特例
- ・ 応急仮設校舎等に対する補助及び同補助における次に掲げる取扱い
 - イ 応急仮設校舎の取扱いについて、やむを得ない事情による学校敷地外における仮教室、仮間仕切、仮便所、仮職員室等の工事を調査の対象とする。
 - ロ 仮職員室等管理関係室の取扱いについて、応急仮設校舎の建設予定地周辺の借家及び交通事情等を勘案して、やむを得ない場合には、必要に応じて「応援教員等の仮宿泊室」を加算できるものとし、その面積の算出は別途定めるものとする。
 - ハ やむを得ない事情により、他の施設や空き教室等を応急仮設校舎として使用する場合には、必要な臨時的な改修（附帯工事含む）工事を調査の対象とする。

2. 補助対象となる学校施設の立地地域

東日本大震災で被災した学校施設は、立地地域にかかわらず対象とする。なお、東日本大震災とは、次の(1)及び(2)による災害をいい、(3)、(4)及び(5)による災害も含めこれら全てを一連の災害として取り扱う。

- (1) 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震
- (2) (1)に伴う原子力発電所の事故
- (3) 平成 23 年 3 月 12 日に長野県北部で発生した地震による災害
- (4) 平成 23 年 3 月 15 日に静岡県東部で発生した地震による災害
- (5) (1)、(3)及び(4)の余震

3. 災害復旧事業の補助対象

災害復旧事業の補助対象は、激甚災害により被害を受けた私立の学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び大学（短期大学を含む。）の所有にかかる次の(1)に掲げるものであって、かつ(2)に該当するものとする。

- (1) 災害復旧事業の範囲（激甚法第 17 条、調査要領第 3 及び申合せ 1 から 4 参照）

イ 建物

当該学校の使用に供されている建物（教員住宅を除き、それ以外の建物に附属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の附帯設備を含む。）

ロ 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物

※ 工作物の例：フェンス、貯水池、プール及び射場（これらに類する施設を含む。）並びにこれらの附属施設、野球場及びテニスコートのバックネット、鉄棒、井戸、百葉箱、フレーム、ピット、滑り台、自転車置場、温室等

ハ 土地

学校敷地、屋外運動場、実習地等の校地及び校地造成施設

※ 土地の例：崖地の土留擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、造園工作物（樹木は除く。）等

ニ 設備

校具、教材、教具、机、椅子等の物品や各種の設備であって当該学校の備品台帳に登載されているもの（消耗品は含まない。）

※ 設備の例：机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具（テレビ、ビデオ、プロジェクター、スクリーン、スピーカー）、授業に用いる諸機械（コンピューター、サーバー、その他電子機器、学内LAN装置、電子顕微鏡、各種質量分析装置、各種解析システム、工作機器）、車両、用具（農学、畜産学、農業等に関する学部・学科に属する場合の動物を含む。）、給食調理機械器具、食器等

- (2) 補助の適用範囲

次のイに掲げるものであって、かつロに該当するもの。

イ 学校ごとの建物等（建物、工作物、土地及び設備）の復旧に要する工事費（事務費を除く。）の額が次に掲げるもの（激甚令第 37 条参照）

- ・ 幼稚園 60 万円以上
- ・ 小学校・中学校（中等教育学校の前期課程を含む。） 150 万円以上
- ・ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。） 210 万円以上
- ・ 特別支援学校 90 万円以上
- ・ 短期大学 240 万円以上
- ・ 大学（短期大学を除く。） 300 万円以上

ロ 学校ごとの建物等（建物、工作物、土地及び設備）の復旧に要する工事費（事務費を除く。）の額を被災時における当該学校の幼児、児童、生徒又は学生の数で除して得た額が 750 円以上のも（激甚令第 36 条参照）

(3) 共用施設について（申合せ 7 参照）

2 以上の学校がそれぞれ同一敷地内に存する場合の共用施設の災害は次により取り扱うものとする。

イ 著しく使用度（使用回数、使用日数）の高い場合は、使用度の高い学校へ含める。

※ 例：野球場、テニスコート等主として学生の使用に供されているものは大学の施設とする。

ロ 使用度のみにより難い場合は、共用している学校の生徒、学生数等（利用生徒、学生数等が明らかな施設の場合は当該生徒、学生数等）により按分する

※ 例：講堂、プール、塀、事務室、化学実験室等

ハ 2 以上の学校が共用する設備について、激甚令第 37 条第 3 項の規定による設備費の算定は生徒、学生数等（利用生徒、学生数等が明らかな施設の場合は当該生徒、学生数等）の大なる一つの学校により算定するものとする。

4. 原則として適用除外となるもの

次に掲げるものは、原則として災害復旧事業の補助対象から除外する。

(1) 明らかに設計の不備若しくは工事施行の粗漏に基づいて生じたと認められる被害に係るもの又は著しく維持管理の義務を怠ったことに基づいて生じたと認められる被害に係るもの（激甚令第 37 条参照）。

(2) 国の調査前にすでに施行済み又は施工中のものうち、本復旧の全部又は一部とならないもの（調査要領第 7 参照）。

(3) 国の調査前に着工を行ったものうち、写真その他何らかの資料等により、被害の事実の確認ができないもの（調査要領第 9 参照）。

(4) 次に掲げるもの

イ 老朽（腐朽して放置されているもの）又は遊休施設（申合せ 8 参照）

ロ 本建築を行う予定があり、若しくは一時校舎として転用していた建物又はバラック建のもの（申合せ9参照）

ハ 国立、公立の学校に比して特殊な施設であり、学校教育上不可欠でないもの（申合せ10参照）

5. 建物の被害区分の定義

建物の復旧費算定の基礎となる被害区分は次のとおりとする（調査要領第6及び申合せ6参照）。

（1）全壊または流失

建物の全部又は一部が滅失又は倒壊し、新築して復旧する必要がある状態にあるもの

建物の垂直支持材（柱など）が折損し、屋根が地上に落下した程度以上で使用不能の状態又は焼失、滅失した状態にあるもの

（2）半壊

建物の主要構造部（柱、梁、桁、小屋組、基礎、土台等をいう。以下同じ。）が被災し、補強して復旧することが著しく困難又は不適當で改築しなければならない状態にあるもの。

建物の主要構造部が被災し、補強不可能なもので解体して復旧しなければならない状態にあるもの。

（3）補修（大破以下）

イ 大破 建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが可能な状態にあるもの

ロ 大破にいたらないもの 建物の主要構造部の一部又はそれ以外の部分が被災し、補修又は補強して復旧することが可能な状態にあるもの

壁、床、天井等部分的補修を行う程度の被害を受けた状態にあるもの

6. 建物の復旧区分

（1）新築復旧

建物が全壊又は半壊した場合の復旧は、新築復旧するものとする。

（2）補修復旧

建物の被災状態が新築復旧の必要のない被害の場合は、補修復旧するものとする。

7. 復旧費算出の原則

復旧費は、被災施設を原形に復旧する（被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び

材質の等しい施設に復旧することをいう。)ものとして算出することを原則とするが、原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不相当である場合においては、当該施設に代わるべき必要な施設をするものとして算出する。

8. 財産処分

本補助金により取得又は効用の増加した財産については、適正化法第 22 条等の法令により、補助金の交付後においても、補助目的の完全な達成を図る見地から、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案し、文部科学大臣が財産の処分制限期間を別に定めており、この処分制限期間中に、財産を処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分）する場合には、文部科学大臣の承認を受ける必要がある。

9. 都道府県の事務

本補助金の交付に関する事務については、「文部省所管の補助金等に関する事務のうち都道府県知事が行う事務」（平成 12 年 4 月 3 日文部省告示第 57 号）により、都道府県知事が行うこととなっているが、このたびの震災の被害の甚大さなどに鑑み、都道府県の事務負担を軽減させるため、適正化令第 18 条*により、同事務のうち私立大学（短期大学を含む。）及び私立高等専門学校に係るものについては文部科学省が行うこととする。

※ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）（抜粋）
（都道府県が行うこととなった場合の事務の実施）

第 18 条 各省各庁の長は、法第 26 条第 2 項の規定により法第 23 条の規定による職権に属する事務を知事等が行うこととなった場合においても、自ら当該事務を行うことができるものとする。

10. その他

- (1) 補助事業については、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることから、文部科学省に提出された復旧事業計画書その他の文書については、国民からの開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条各号に掲げる情報に該当し、かつ復旧事業計画書中で特に非公開希望について言及された部分を除き、公開することとなること。
- (2) その他この補助に関する事項については、1 (1) の法令等の規定によるほか別途通知するところによる。

私立学校施設災害復旧事業計画書作成要領

1. 復旧事業計画書の様式と作成区分及び作成単位

復旧事業計画書（以下、「計画書」という。）の様式と作成区分は次表による。なお、計画書は学校ごとに作成すること。

復旧事業計画書の様式	作成者	災害復旧事業による作成区分				
		建物		土地	工作物	設備
		新築 復旧	補修 復旧			
様式① 都道府県復旧事業計画総括表	都道府県	要				
様式② 復旧事業計画総括表	学校設置者	要				
様式③ 建物（棟別）復旧事業計画内訳表 新築復旧（全・半壊の場合）		要				
様式④ 別紙 建物復旧工事費積算内訳書 建物新築復旧（全・半壊の場合）		要※				
様式⑤ 建物（棟別）復旧事業計画内訳表 補修復旧（大破以下の場合）			要			
様式⑥ 別紙 建物復旧工事費積算内訳書 建物補修復旧（大破以下の場合）			要※			
様式⑦ 土地（被害個所別） 復旧事業計画内訳表				要		
様式⑧ 別紙 土地復旧 本工事費積算内訳書				要※		
様式⑨ 工作物（施設別） 復旧事業計画内訳表					要	
様式⑩ 設備（品目別） 復旧事業計画内訳表						要
様式⑪ 土地・建物被害直前の調書			要	要	要	

※記入例の内容が分かる程度の業者見積（写）の提出を以て省略可。

2. 計画書の提出先及び提出部数

(1) 大臣所轄学校法人にあつては、大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校に係る計画書2部（正本及び副本各1部）を文部科学省に直接提出すること。

(2) 都道府県所轄の学校の設置者にあつては、正本1部及び副本（都道府県が指定する部数）を当該学校を所轄する都道府県に提出すること。

都道府県は学校から提出のあった計画書のうち副本を必要部数保管し、各学校の計画書を取りまとめるとともに都道府県復旧事業計画総括表を作成・添付のうえ

これらを2部（正本及び副本各1部）文部科学省に提出すること。

3. 各様式の記載要領

(1) 復旧事業計画総括表（様式②）

イ。「設置者名」欄には、設置者が法人である場合は法人名を、個人である場合は設置者の氏名を記入すること。

（例） 学校法人 ○○○ 山田 太郎 等

ロ。「災害名」欄には、「○○台風」、「△△地震」等と記入すること。

ハ。「備考」欄には、各施設区分毎の被害施設の原形、被害程度及び当該施設の復旧計画を総括説明すること。

ニ。学校施設の被災直後の被害状況が復旧箇所ごとに証明できるような写真を添付すること。

(2) 復旧事業計画内訳表

イ 建物新築復旧（様式③）

- ・ 「図面番号」欄は、記入不要。
- ・ この表は、被害が全壊又は半壊であり、新築により復旧する場合のみ作成すること。
- ・ 「構造」欄には、木造瓦葺2階建等と構造別を記入すること。
- ・ 「原形復旧額」欄には、当該施設を原形に復旧するために要する費用全部を記入すること。（以下各表につき同じ。）
- ・ 「全事業額」欄には、改良復旧を含めた全事業額を記入する。ただし、全事業額と原形復旧額と同額の場合は、全事業額欄は合計額のみを記入でよい（以下各票につき同じ。）。
- ・ 「全事業額」欄の各延面積欄には、建物の階数を「○階建」と付記すること。

ロ 建物補修復旧（様式⑤）

- ・ この表は被害が大破以下であり、補修により復旧を行う場合に作成すること。被害は大破以下であるが、自己資金をもって新築復旧を行う場合は、「全事業額」欄には新築の合計額のみを記入し、備考欄に新築の構造面積を記入すること。
- ・ 「図面番号」欄については、上記に同じ。
- ・ 「建物部分」欄には、補修を行う建物の部分を基礎、軸部、屋根、床、外壁、天井、建具、塗装、板金、窓廻、附帯工事等に分類して記入すること。
- ・ 「工種」欄には、工事種別を列挙すること。

(例) 建物部分が軸部の場合は、傾斜引起、筋違等と記入し、又屋根の場合は屋根下地、こけら板、防水紙、亜鉛鉄板、波鉄板葺等と記入すること。

ハ 土地 (様式⑦)

- ・ 「被害個所」欄には、校舎東側擁壁、護岸、校門右側土坡等の名称を記入すること。
- ・ 「被害個所の原形及び被害程度の区分」欄には、被害個所の原形を、例えば、「石垣、コンクリート擁壁等」と記入し、かつ「校庭土砂流失、流入〇〇m³、石垣崩壊〇〇面積等」と記入すること。
- ・ 「工種」欄には、土工事、排水工事、擁壁工事等の工事種別を記入し、更に個々の材料につき、例えば、盛土、筋芝、排水溝、床堀、型枠、コンクリート、基礎栗石、基礎杭、同打込手間等の別を記入すること。

ニ 工作物 (様式⑨)

- ・ 「被害物件名」欄は、バックネット、テニスコート、囲障等の別を記入すること。
- ・ 「工事区分」欄には、新築、補修の別を記入すること。
- ・ 「工種」欄には、例えば囲障の場合は、コンクリート組立堀、コンクリートブロック堀等の別を記入すること。

ホ 設備 (様式⑩)

- ・ 原形復旧額及び全事業額につきそれぞれ品目別に記入すること。但し、消耗品的な品目は除外すること。

へ 上記、イ 建物新築復旧、ロ 建物補修復旧及びハ 土地の復旧事業計画内訳表には、それぞれ別紙記入例を参考に復旧工事費積算内訳書 (様式④、⑥、⑧) を添付すること。

また、ホ 工作物においても必要に応じ復旧工事費積算内訳書 (様式は自由) を添付すること。

ただし、業者見積で積算内訳の内容が明示されている場合には、業者見積の提出を以て復旧工事費積算内訳書の添付をそれぞれ省略することができる。

(3) 都道府県復旧事業計画総括表 (様式①)

この総括表は、各学校より提出された復旧計画書に基づき学校種別毎に原形復旧額及び全事業額等集計した金額を記入するものとする。

4. その他計画書作成の留意事項

- ・ 物品等を買替えた場合は修理により対応できなかった理由書を添付すること。

都道府県復旧事業計画総括表

【都道府県名】
(単位：千円・㎡)

区分	学校種別	学 校 数	原形復旧額											全事業額											査 定 額							
			建 物											土 地	工 作 物	設 備	合 計	建 物														
			全 壊								半 壊		大破以下					計	新 築								補 修					
			鉄 筋		鉄骨・ブロック		木 造		計		鉄 筋								鉄骨・ブロック		木 造		計									
			面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額										
	高等学校																															
	中学校																															
	小学校																															
	中等教育学校																															
	特別支援学校																															
	幼稚園	学校法人立																														
		宗教法人立																														
		その他																														
	合計																															

復旧事業計画総括表

様式②

(単位：千円)

設置者名		学校名						り災年月日	平成 年 月 日								
学校所在地								災害名									
施設区分		原形復旧額								全事業額							
		鉄筋		鉄骨・ブロック		木造		計		鉄筋		鉄骨・ブロック		木造		計	
		面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額		
建物	全壊	m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²	
	半壊																
	大破以下	—		—		—		—		—		—		—		—	
	計																
土地																	
工作物																	
設備																	
合計																	
罹災時における 学生・生徒数		学部・学科又は課程名		在籍学生・生徒数					備考								
				昼間	夜間	計											
建物の被害の 程度の区分		流失の場合	全壊又は全焼の場合	各階につき2m以上の浸水の場合	各階につき床浸合場	各階につき1.2m以上の浸水の場合	床上2m以上の浸水の場合	土砂崩壊による半壊の場合	各階につき床上0.7m以上の浸水の場合及び半壊(土砂崩壊を除く。)又は半壊の場合	各階につき床上0.3m以上の浸水の場合及び半壊(土砂崩壊を除く。)又は半壊の場合	合計						
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²							
(備考)																	

添付書類 被害写真

建物復旧工事費積算内訳書

建物新築復旧

建物区分用途	構造	面積	工事費	平均単価	備考
		m ²	円	円	

建物復旧工事費積算内訳書

建物新築復旧

建物区分用途	構造	面積	工事費	平均単価	備考
		㎡	円	円	
校舎（普通教室）	R・C	567	59,988,000	105,800	
渡り廊下	S	66	2,904,000	44,000	
物置	S	55	2,475,000	45,000	
小計	R・C	567	59,988,000	105,800	
	S	121	5,379,000	44,450	
	W				
合計		688	65,367,000		

建物（棟別）復旧事業計画内訳表

様式⑤

補修復旧（大破以下の場合）

学部、学科、 課程別	図面 番号	棟別名称及び 用途	所有 借用 別	構 造	建物部分	原 形 復 旧 額						全 事 業 額						査 定 額			備 考
						工 種	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	工 種	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
										円	円					円	円		円	円	

建物復旧工事費積算内訳書

建物補修復旧

建物区分用途（棟番号）	建物部分	算 出 内 訳						備 考
		工 種	形状・寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	
校舎（2）	屋根	屋根下地		280	m ²	4,900	1,372,000	
		日本瓦葺		330	m ²	4,200	1,386,000	
		葺直し		200	m ²	1,600	320,000	
	内壁	漆喰塗		135	m ²	3,800	513,000	
		天井		250	m ²	6,300	1,575,000	
	建具	窓建具	1,450mm×840mm	10	枚	13,000	130,000	
		ガラス	並厚	150	m ²	3,000	450,000	
	樋	軒樋	径 120mm	72	m	1,000	72,000	
		堅樋	径 75mm	21	m	1,200	25,200	
		あんこう	丸型	4	個	500	2,000	
		小計					5,845,200	
	校舎（1）	屋根	日本瓦葺		160	m ²	4,200	672,000
小計							672,000	
便所（6）	屋根	厚型スレート		43	m ²	2,800	120,400	
		小計					120,400	
屋体（9）		長尺鉄板瓦棒葺		80	m ²	3,400	272,000	
		小計					272,000	
共通費、直接費の計							6,909,600	
諸経費（×15%）							1,036,440	
工事費合計							7,946,040	

注) 棟ごとに小計を記入すること。

土地（被害個所別）復旧事業計画内訳表

図面 番号	被害個所	造 成 年 月 日	被害個所の原形 及び 被害程度区分	原 形 復 旧 額						全 事 業 額						査 定 額			備 考
				工 種	形状・寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	工 種	形状・寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
								円	円					円	円		円	円	

土地復旧本工事費積算内訳書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
						円	円	

工作物（施設別）復旧事業計画内訳表

様式⑨

図面 番号	被害物件名	原形復旧額							全事業額							査定額			備考
		工事区分	工種	形状寸法	数量	単位	単価	金額	工事区分	工種	形状寸法	数量	単位	単価	金額	数量	単価	金額	
							円	円						円	円		円	円	

土地・建物被害直前の調書

学校法人名（設置者名）

学 校 名	学部、学科 課 程 名	建 物			建 物 所 在 地	土 地				
		面 積		所 有		借 用	積 計	土 地 所 在 地		
		所 有	借 用						積 計	
法人総計					—					—

(注) 1. 被害直前の建物・土地の全保有面積を所在地の市町村ごとにまとめて記入する。(被害を受けなかったものも記入する。)
 2. 記入は学校別とし、更に大学は学部別、短大は学科別、高校は課程別とする。

文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領

昭和45年11月12日
文管振第172号
改正 昭和59年11月2日
文高助第27号
改正 平成13年1月6日

第1 趣旨

文部科学省所管の私立学校施設災害復旧費算定の基礎となる調査については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和37年政令第403号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 災害原因の調査

災害原因については、法第2条第1項の規定により激甚災害の指定を受けた災害（以下「激甚災害」という。）による被害であるかどうかを確認するとともに、被災施設の原形及び被災状況を調査するものとする。

第3 災害復旧事業の対象となる施設

激甚災害により被害を受けた私立の学校（小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，高等専門学校，大学，盲学校，ろう学校，養護学校及び幼稚園とする。）の所有にかかる次に掲げるものをいう。

1 建物

当該学校の使用に供されている建物（教員住宅を除き、それ以外の建物に附属する電灯，電力，火災予知，火災報知，ガス，給排水等の附帯設備を含む。）

2 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物

3 土地

学校敷地，屋外運動場，実習地等の校地及び校地造成施設

4 設備

校具，教材，教具，机，椅子等の物品

第4 復旧費算出の原則

復旧費は、被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが、原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不相当である場合においては、当該施設に代わるべき必要な施設をするものとして算出する。

1 原形に復旧するとは被災前の位置に被災施設と形状，寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。

2 原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

一 原形の判定が可能な場合

(建物の補修又は建物以外の工作物の復旧)

- (1) 地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において延長を増加し、根継をし、陥没した沈下量をかさ上げし、基礎工法を変更する等形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴ない材質を改良して施行する工事

(土地の復旧)

- (2) 校地又は校地造成施設が被災し、地形地盤の変動のためその被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において法長若しくは延長を増加し、根継をする等、形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴ない材質を改良して施行する工事若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事

(その他)

- (3) 前各号に掲げるものに類する工事

二 原形の判定が不可能な場合

原施設が流失又は埋没し、原形の判定が不可能な場合において被災地及びその附近の残存施設等を勘案し、被災後の状況に即応した工法により施行する工事

- 3 原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設に代わるべき必要な施設をするとは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 校地又は校地造成施設が被災し、地形地盤の変動のため、又はその施設の除却が困難なためその被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため位置又は法線を変更して施行する工事、又はこれに伴ない形状若しくは寸法を変更し若しくは材質を改良して施行する工事若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事

- (2) その他前号に掲げるものに類する工事

- 4 原形に復旧することが著しく不適當な場合において、当該施設に代わるべき必要な施設をするとは、次に掲げる場合をいう。

一 建物の補修、工作物の復旧の場合

- (1) 主要構造部分が折損し、又は傾斜し、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため添柱、方杖、バットレス、水平筋違、筋違等補強して施行する工事
- (2) 建築基準法、その他建物保安上の諸法令の規定により被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において施行する必要最小限度の工事
- (3) 被災施設の立地条件の悪化等により過去三回以上浸水被災し、原形に復旧することが著しく不適當な場合において木造床をコンクリート床とする等耐水工法で施行する必要最小限度の工事
- (4) その他前各号に掲げるものに類する工事

二 土地の場合

- (1) 校地又は校地造成施設が被災し、地形地盤の変動等のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため、位置若しくは法線を変更し、形状若しくは寸法を変更し、又は材質を改良して施行す

る必要最小限度の工事，排水工，山留工等を設けて施行する工事

(2) 被災施設が地すべり崩壊等により著しく埋そく又は埋没したため，その被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において，当該施設の従前の効用を復旧するため土砂止等を設けて施行する工事

(3) その他前各号に掲げるものに類する工事

第5 復旧費算出の基礎

1 建物

(1) 新築復旧

建物が全壊又は半壊した場合の復旧費の算定は，全壊又は半壊の面積に第8の3に定める単位当たりの新築単価を乗じて得た額とする。

(2) 補修復旧

建物の被災状態が新築復旧の必要のない被害の場合においては，当該補修に要する経費を第8単価歩掛りにより算出する。

なお，再使用可能の残材があるときは，これを使用することとして復旧費を算出することとする。

2 建物以外の工作物

建物以外の工作物が被災した場合においては，その新築又は補修に要する経費を第8単価歩掛りにより算出する。

3 土地

土地が被災した場合においては，その復旧に要する経費を第8単価歩掛りにより算出する。

4 設備

設備が被災した場合においては，復旧に要する経費を基準計算額と特例計算額とに区分して算出する。

ア 基準計算額とは，児童等1人当たりの基準額に被災時の当該学校の児童等の数を乗じて得た額に建物の被害の程度の区分に応じた割合及び被災した建物を被害の程度ごとに区分した面積の当該学校の建物の全面積に対する割合を乗じて得た額をいう。但し，実被害額が基準計算額を下廻るものについては，実被害額を基準計算額とみなす。

注：基準計算額算出は建物の被害の程度区分ごとに，次の算式によって得た金額の合計額である。

$$A \times B \times C \times D = X$$

A = 令別表第3に定める児童等1人当たりの基準額

B = 令別表第4により補正を行った後の被災時における児童等の数

C = 令別表第2に定める建物の被害程度ごとに区分した面積の全面積に対する割合

D = 令別表第2に定める建物の被害の程度の区分に応じた設備費の基準額に乗ずべき割合

イ 特例計算額とは，建物の被害の程度に比して設備の被害の程度が著しく大きいとき，又はその他特別の事由により基準計算額のみにより復旧費を算出することが著しく不適當と認められる場合において，次により算出した額をいう。

(ア) 船（ボート類を除く）

A 船が流失，沈没（引揚不能）又は全壊した等のため，新たに建造を要する場合においては別途指示する単価により算出した額

B 船が沈没して引揚を必要とする場合においては，引揚に要する経費

C 船が破損して補修又は補強を必要とする場合においては，補修又は補強に要する経費

(イ) 設備復旧費の算出の基礎となる建物の被害が令別表第2に定める「建物の被害の程度の区分」に該当しない場合において，設備のみの実被害額が60万円を超える場合には，実被害額を限度とする範囲内で復旧を必要とする額

(ウ) 基準計算額が実被害額以下となる場合において，基準計算額を超え実被害額までの額を限度とする範囲内で復旧を必要とする額。但し，本項の実被害額には船（ボート類を除く）の被害額は含まないものとする。

(エ) 大学（短期大学・高等専門学校を含む。）の設備復旧に要する経費は実被害額

第6 建物の被害区分

建物復旧費算定の基礎となる被害区分は次のとおりとする。

1 全壊

建物の全部又は一部が滅失又は倒壊し，新築して復旧する必要がある状態にあるもの

2 半壊

建物の主要構造部が被災し，補強して復旧することが著しく困難又は不適當で改築しなければならない状態にあるもの

3 補修（大破以下）

(1) 大破

建物の主要構造部が被災し，補強して復旧することが可能な状態にあるもの

(2) 大破にいたらないもの

建物の主要構造部の一部又はそれ以外の部分が被災し，補修又は補強して復旧することが可能な状態にあるもの

第7 調査前施工工事

現地調査前においてすでに施行済み又は施行中の工事については，その工事が本工事の全部又は一部となるもののみを被害写真等により状況を確認して復旧費算出の対象とする。

この場合において当該工事の精算額又は精算見込額が算定した復旧費を下廻るときは，精算額又は精算見込額をもって復旧費とする。

第8 調査事務取扱

1 調査の方法

(1) 文部科学省の調査に対して財務局，福岡財務支局又は沖縄総合事務局が立会するものとする。

(2) 調査は原則として実地にて行うものとするが，やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については，都道府県庁等において机上にて調査を行うことができる。この場合には，写真，設計書等により被災の事実，被災の程度等を十分検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

2 復旧事業費の範囲

復旧事業費とは復旧工事費（本工事費，附帯工事費及び設備費）および事務費の合計額とする。

(1) 復旧工事費

ア 本工事費

事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費，材料費（材料の運搬費および保管料を含む。）及び用地費，補償費，土地の借料並びに機械器具損料，営繕損料のほか諸経費（別表諸経費率）を含むものとする。

イ 附帯工事費

本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

ウ 設備費

教育活動を行う上に必要な校具，教材，机，椅子等の費用とする。

(2) 事務費

令第37条第2項に規定する事務費は，事業を施行するための事務に要する経費とする。

3 単価・歩掛り

文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領に定める単価表・歩掛り表を準用する。

4 調査結果の報告

調査終了後5日以内に本省あて別紙様式1により報告書を提出すること。ただし，次の各号に該当する場合は別紙様式2により報告書を提出すること。

(1) 災害復旧事業の採否について，事務上又は技術上更に検討を加える必要があると考えられる場合

(2) 1校当たりの調査額が5,000万円以上となる場合

第9 適用除外

1 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により，被害の事実の確認できないものについては，適用を除外とする。

2 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの（この場合の工事施行中に生じた災害とは工事請負契約書に記載された着工の日（直営工事にあつては，着工届等に記載された着工の日）から竣工検査完了の日までの間に生じた災害をいう。）

別表

諸 経 費 率

区 分	率
建 物 新 築 復 旧	0 %
建 物 補 修 復 旧	1 5 %
土地復旧（校庭・コート類を含む。）	公共土木施設災害復旧工事に使用する率
工 作 物 復 旧	1 5 %
設 備 復 旧	0 %

文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項

昭和45年11月12日
45管振第18号
改正 昭和59年11月2日
59高助第2号
改正 平成13年1月6日

1 建物以外の工作物について

土地に固着した囲障，貯水池，水泳プール及び射場（これらに類する施設を含む。）並びにこれらの附属施設，野球及び庭球のバックネット，鉄棒，井戸，百葉箱，フレーム，ピット，スベリ台等のほか次の構造物をいう。

- (1) 自転車置場として作られたもので，現に自転車置場として使用されているもの（校舎，寄宿舍等の建物の内部を利用して設けられた自転車置場を除く。），温室，畜舎，（高等学校並びに盲学校，ろう学校及び養護学校の高等部の温室及び畜舎を除く。）等の簡易な小規模構造物
- (2) 柱と屋根のみで壁のない独立した構造物（例えば，相撲場上屋）
- (3) 内部の高さが2.0メートル以下の独立した構造物
- (4) 両面が壁（腰壁は壁でないものとみなす。）で囲まれていない吹き抜けの渡り廊下棟

2 校地造成施設について

土地のうち校地造成施設とは，崖地の土留擁壁，排水溝，排水路，側溝，法面芝，テニスコート等のコート類，トラック，フィールド，砂場，造園工作物（樹木は除く。）等をいう。

3 設備について

設備とは，例えば机，椅子，書棚，楽器，図書，視聴覚教育器具，各教育の授業に用いる諸機械，車両，用具（農業に関する学科に属する動物を含む。），給食調理機械器具，食器等をいう。なお，調査要領第3の4に掲記されている校具，教具，教材とは，上記の物品の使用目的からみた区分をいう。また設備の認定に当たっては，当該学校の備品台帳に登載されているもののみを調査の対象とする。

なお，消耗品は含まない。

4 要領第8の2の(1)のイに規定する附帯工事のうち建物にあつては，下表に掲げるものが，その例である。

工事の種類	附帯工事に含めるもの	
電 灯 ・ 照 明 工 事 実験実習のための電力工事	左の工事 のための 電気配線 ，配管， 変圧器， 分電盤， 配電盤	差し込み口，取付照明器具，建築当初取付照明灯
給 水 工 事		給水管，給水栓，手洗，洗面等の取付器具，給水ポンプ，貯水槽，受水槽，さく井
排 水 工 事		排水管，トラップ，排水溜樹，犬走り側溝，排水ポンプ
衛 生 工 事		污水管，トラップ，便器，し尿浄化槽，污水ポンプ
冷 暖 房 工 事		配管，ダクト，放熱器，ボイラー及び付属設備一式，冷凍機及び付属設備一式，煙道，煙突
ガ ス 工 事		ガス配管，諸コック
給 食 リ フ ト 工 事		給食リフト一式
防 火 ， 消 火 工 事	火災報知器，感知器，火災警報機，消火栓，ボックス一式及び消防署への直接連絡設備	
放 送 等 弱 電 工 事	室内スピーカー，電気時計	
避 雷 工 事	避雷針設備工事一式	

5 調査前施行工事について

調査前、応急的に施行された工事については、その工事が本工事の全部または一部となる場合に限り調査の対象とするものであり、施行部分についての所定の単価、歩掛りを用いて積算された額と精算額（施行中のものは精算見込額）とを比較し何れか少額のことを調査額とするものである。

6 建物の被害区分について

全壊とは建物の垂直支持材が折損し、屋根が地上に落下した程度以上で使用不能の状態または焼失、滅失した状態をいう。建物の主要構造部（柱、針、桁、小屋組、基礎、土台等）が被害を受け補強し使用できる状態を「大破」といい、補強不可能のもので解体して復旧しなければならない状態を「半壊」として取り扱う。

すなわち、建物の主要構造部の損壊状態のうち補強して使用できるものは、補修（大破）として取扱い解体復旧を要するものは半壊として取扱うこととなる。壁、床、天井等部分的補修を行う程度の被害を受けた状態も補修（大破にいたらないもの）として取扱う。

7 共用施設について

イ 2以上の学校がそれぞれ同一敷地内に存する場合の共用施設の災害は、次により取扱うものとする。

(1) 著しく使用度（使用回数、使用日数）の高い場合は、使用度の高い学校へ含める。

（例）野球場、テニスコート等主として大学生の使用に供されているものは大学の施設とする。

(2) 使用度のみにより難しい場合は、共用している学校の生徒数（利用生徒数が明らかな施設の場合は当該生徒数）により按分する。

（例）講堂、プール、塀、事務室、化学実験室等

（注）上記の取扱いにより一つの施設について、一部補助対象とならない部分があっても止むをえないものとする。

(3) 2以上の学校が共用する設備について、令第37条第3項の規定による設備費の算定は生徒数（利用生徒数が明らかな施設の場合は当該生徒数）の大なる一つの学校により算定するものとする。

ロ 学校およびそれ以外のものが共用している施設の災害は、それぞれの専用面積により按分する。

8 老朽、遊休施設について

老朽（腐朽して放置されているもの）、遊休施設については採択しないものとするが、対象外とした施設については、その状況を詳細に報告する。

9 臨時（仮）校舎について

本建築を行う予定があり、もしくは一時校舎として転用していた建物またはバラック建のものについては採択しない。仮校舎の判定が困難なものは仮調査額を算出し、保留として報告すること。

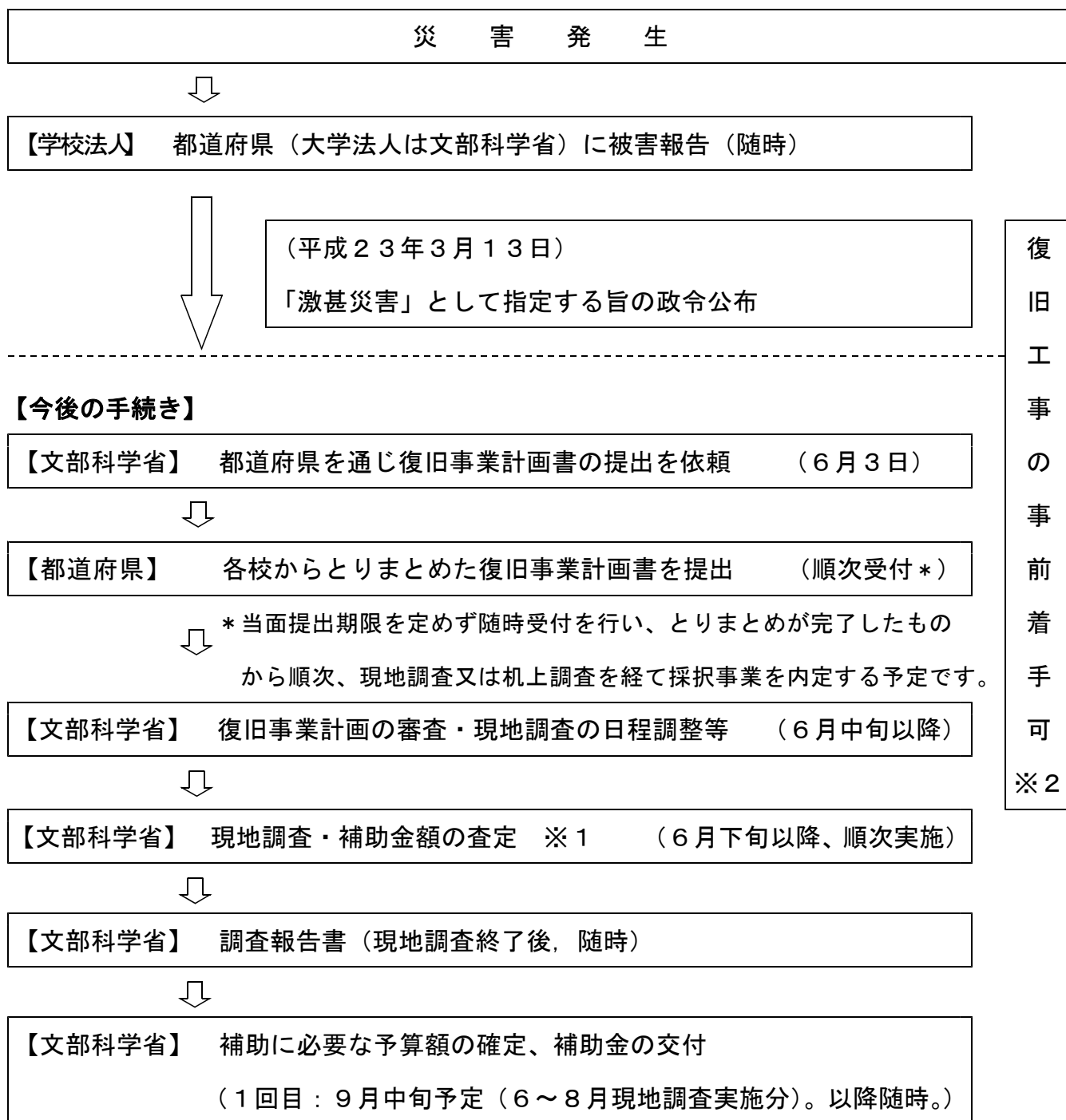
10 特殊施設について

国立、公立の学校に比して特殊な施設であり、学校教育上不可欠でないものについては採択しない。

（例）礼拝堂、迎賓館、乗用車、スクールバス等および附帯設備

11 令第37条第3項の別表および同条第4項において準用する令第34条第4項の協議について、令第37条第3項の別表3中、文部科学大臣が財務大臣と協議して定められたものとは、調査要領第5の4のイの(エ)を同条第4項において準用する令第34条第4項において文部科学大臣が財務大臣と協議して設備費の額を算定する場合とは、調査要領第5の4のイの(ア)、(イ)および(ウ)をいい、すでに調査前において包括協議をしたものである。

私立学校施設の災害復旧補助事業に関する事務の流れについて



※1 復旧事業計画書をもとに、被災した学校に対し文部科学省担当者が地方財務局担当者の立会のもとで現地調査を行い、補助金額の査定を行う。

※2 被災直後の被害状況が確認できる写真や関係資料等の保存が必要。